

「全国一律最低賃金アクションプラン 2024」の補強

はじめに

新型コロナウイルス感染拡大による経済悪化が国民生活と雇用に大きな影響を与えはじめている。日本では、アベノミクスによる大企業・富裕層優先の経済が、大量の低賃金・不安定雇用労働者を生み出してきた。そのうえ消費税増税などで、冷え込む内需に追い打ちを掛けている。経済悪化のしわ寄せは、非正規労働者など経済的に立場の弱い人たちに向けられ、失業や労働時間の一方的な削減などで生活破綻を招いている。

また、感染が拡大する中で、東京など大都市に人口が一極集中することで「密」が避けられないことやライフラインを支える労働者の多くが、最低賃金近傍で働く低賃金労働者であることなどが浮き彫りになっている。地域間格差と貧困の解消は待ったなしの課題となっている。

イギリスは、「100年ぶりの大不況」とされた2008年のリーマンショック後も継続的に最低賃金を引き上げ、労働者の生活を支えることで不況を打開してきた。しかし、日本は最低賃金の引き上げ抑制、賃下げや派遣切りで経済が負のスパイラルに陥り、「失われた20年」につながった。二度と繰り返させてはならない。

いま必要なことは、最低賃金の地域間格差をなくすこと、働けばどこでも誰もが人間らしく生活ができる最低賃金にすることである。大企業・富裕層優先の経済政策からの転換を求め、すべての労働者の生活をかけるたたかいとして、最低賃金運動の推進が求められている。

全国最賃アクションプランの到達

全労連は、2016年7月の第28回定期大会で「全国最賃アクションプラン」(別称:人間らしく暮らせる全国一律最低賃金制の実現をめざす行動計画)を確認し4年間とりくんできた。これまでのとりくみにより、2019年参議院選挙でほぼすべての政党に最低賃金の改善を公約に掲げさせるなど政治課題に押し上げてきた。全国知事会が「地域間格差の解消を各政党に要請」(2019参院選)、日本弁護士連合会は「全国一律制の確立を求める意見書」を全会一致で採択し、政府に提出(2020.2.20)するなど、社会的な世論形成が図られてきた。世論に押され自民党議連や野党も動き出した。署名の紹介議員は82人となる大きな到達がつけられた。目標とした、2020年春の通常国会での法改正には、あと一歩たどり着くことができなかったが、この4年で歴史的な前進をつくってきた。

最低生計費試算調査は、これまで比較可能な地方の調査として18都道府県でおこなわれました。若者が一人暮らししながら、人間らしく生活するには、月22万円~24万円(税込み)の収入が必要で、時間額にすると1300円~1600円(月150時間労働)必要との結果が得られた。さらに、東京(北区)は1664円、佐賀は1613円で、東京の高

居住費と佐賀では自家用車所有が欠かせないことで相殺され、地方と大都市でも生計費に大きな差がないことを明らかにすることができた。「大都市は生計費が高い」とする常識から「生計費は、どこも変わらない」との認識を広げ、最低賃金は全国一律であるべきとの科学的な裏づけを得ることができた。

また、「いますぐ1000円、めざせ1500円」をスローガンに、最低賃金の抜本的な引き上げを求め、最賃闘争を我がこととしてたたかってきた結果、昨年の改定で東京と神奈川で初めて1000円を超える最低賃金に到達させた。最低生計費試算調査の結果を踏まえ、最低賃金要求は1500円とすることを確認した。

4年間に提出した署名数は、62.2万筆あまりとなっている。ディーセントワークデーを全国で毎月継続、議会陳情や生計費調査など地域でのとりくみと中央段階でのとりくみを立体的に展開してきた成果である。自治体議会での決議は851自治体まで増えた。SNSや宣伝・デモなどを通じて青年層にもアピールを強めてきた。

こうした到達を踏まえて、全国一律最低賃金制の一日も早い確立に向けて、次の全国一律最低賃金アクションプランを計画することとする。

1、3つの基調

(1) 地域間格差をなくし、公正・公平な社会への転換をめざす

経済のグローバル化と新自由主義経済の進行により、格差と貧困が加速度的に広がられている。新型コロナウイルス感染症の世界的な流行により、世界経済は戦後最悪の事態が想定されている。いまこそ、最低賃金の改善が求められている。最低賃金の、地域間格差をなくし、全国一律最低賃金を実現させ、公正・公平な社会への転換をめざす運動をおこなう。

(2) 日本経済再生のためのたたかい

経済危機から日本経済再生を図るためのたたかいとして位置づける。大企業・富裕層優先の経済から、労働者・国民の生活の底上げによる地域循環型経済の構築を図る。格差と貧困は、内需を冷え込ませ、日本経済低迷の最大の要因である。新自由主義経済への対抗軸として経済政策の転換を求める「社会的な賃金闘争」の中心課題としてたたかう。

(3) 労働組合の規制力発揮と組織的發展・強化に結ぶたたかい

最低賃金闘争を通じて、女性、若者、非正規労働者などを含むすべての労働者とともに、その役割を果たす労働組合へと組織強化を図りたたかう。いまや正規労働者も含めて労働者の多くが最低賃金近傍で働き生活に窮している。最も困難な労働者に寄り添う労働組合として最低賃金要求で組織化に結び、当事者性を発揮することで要求実現を図る。

2、名称と期間

(1) 名称

全国一律最低賃金アクションプラン 2024

別称：人間らしく暮らせる全国一律最低賃金制の実現をめざす行動計画 2024 アクションプラン

(2) 期間

2020年8月～2024年7月までの4年間

3、到達させる目標

- (1) 最低生計費試算調査の結果を踏まえ、地域間格差を是正し、どこでも、誰もが働けば人間らしく暮らせる賃金への底上げを実現させる。最低賃金法を改正し、全国一律最低賃金制を創設させる。
- (2) 最低賃金の水準は、最低生計費試算調査の客観的なデータをもとに算出し、「健康的で文化的な人間らしい最低限度の暮らしを営むことができる水準」をめざす。当面、時間額1500円を目標に、広範な合意形成を図る。同時に、初任給などすべての労働者の賃金の底上げにつなげるたたかいとする。
- (3) 政府・自治体に対し、全国一律最低賃金制を可能とする中小企業支援の抜本的な強化を求め、内需拡大による日本経済の回復を実現させる。
- (4) 女性、若者、非正規労働者などすべての労働者のための労働組合としての役割発揮をめざす。最低賃金近傍で働く正規労働者も含めて、当事者性を発揮することで要求実現を図る。
- (5) これまでの4年で築いた到達を土台に4年計画とする。全国一律制への法改正は2年(2022年春)での実現をめざす。

4、実現のための戦略

- (1) 最低賃金闘争を、すべての組合員が我がこととし、職場・地域からの「社会的な賃金闘争」と位置づけ、世論喚起と組織強化で労働組合の交渉力を強めて実現をめざす。コロナ禍の経済危機打開の切り札として、職場・地域の怒りを組織し運動を加速させ、いっきに実現をめざす。
- (2) 最低生計費試算調査を未実施の29県でおこない全地方調査を達成させる。「健康で文化的な人間らしい最低限度の暮らしを営むことができる」水準の科学的な根拠に基づく運動を構築する。運動する組合員の確信にし、運動を推進する。
- (3) 最賃改善を可能とする中小企業支援の抜本強化を政府・自治体に求める。2020年3月にまとめた「中小企業支援提言(中間報告案)」を活用する。
- (4) 以上を実現させるために、市民とともに社会的な世論喚起を重視し、国会議員、

地方議員との合意形成をすすめる。政府の政治決断を求める。また、労働界全体の合意をつくり、できるだけ早く運動を推進する。

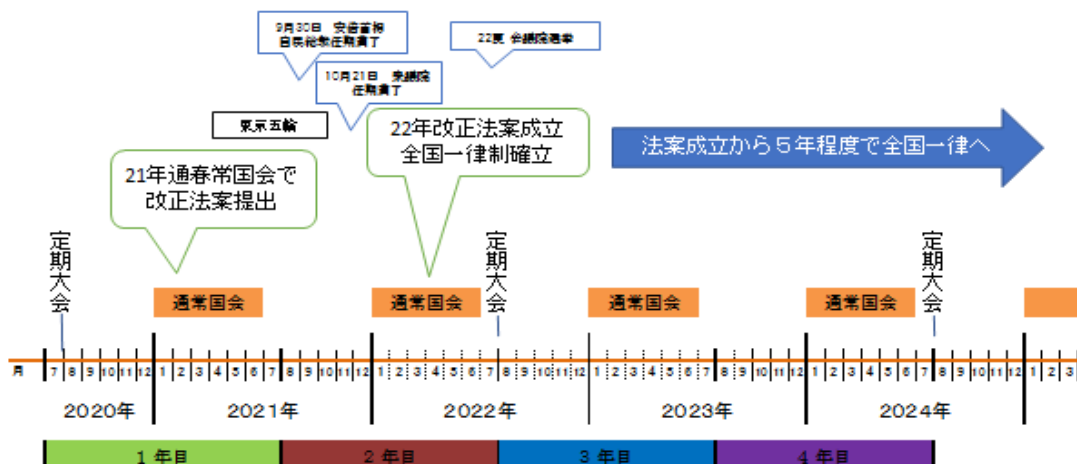
- (5) 海外の優れた経験を教訓とするための調査や友好労組との交流を図り、運動に反映させる。

5、具体的なとりくみ

【全体でのとりくみ】

- (1) 職場・地域での学習を重視する。職場・地域の当事者から声が上がることが何より目標実現の要となる。非正規労働者、女性、若い労働者の運動参加、時間給 1500 円を下回るような低賃金で働くすべての労働者の声と行動の組織化を特に重視し、当事者性が発揮される運動にとりくむ。
- (2) 最低生計費試算調査を全 47 都道府県で実施する。(4 力年計画)
- (3) アピール行動、街頭、デモ、SNS、マスメディアなどの活用による見える活動。年に 1 回以上の地域集会・シンポなどの実施。
- (4) 他の労働組合はもとより、市民団体や市民、議員、学者、弁護士など、幅広い人たち、団体との共同闘争を強め実現をめざす。一致する要求での共闘として、地方レベルでの接近も重視する。
- (5) 各自治体・議会からの意見書の積み上げが重要となる。地方レベルで全国一律最賃の決議をあげさせる。
- (6) 国会議員、政党への地元からの働きかけを強める。
- (7) 最賃問題にとりくむ市民団体、弁護士会、貧困対策団体、中小企業団体、小規模事業所、学者・文化人などとの合意形成をすすめる。そのために、「最低賃金の改善、中小企業支援の拡充で地域経済の好循環を」～全国一律最賃で経済の好循環を求める提言(中間報告)～を活用する
- (8) ブロック毎の最低賃金キャラバン推進する。

全国一律最低賃金アクションプラン2024



6、「最賃アクションプラン2024」取り組みのまとめ

(1) 2020年度～2021年度(2020年7月30日～2022年7月29日)の取り組み 新型コロナウイルスの感染拡大

2020年は新型コロナの感染拡大で幕を開けた。4月7日に東京、神奈川、埼玉、千葉、大阪、兵庫、福岡の7都府県に緊急事態宣言を行い、4月16日に対象を全国に拡大したあと、5月25日に宣言は解除された。しかし、その後も感染状況は減少と拡大を繰り返し、2度目となる「宣言」が2021年1月8日から3月21日、3度目の「宣言」が4月25日から6月20日、4度目は2021年7月12日から9月30日まで断続的に続いたほか、まん延防止等重点措置も断続的に出され、2022年3月21日に解除されたが、感染者数は全国で5万4,884人(2022年4月5日現在)と依然高い水準にある。

その結果、労働組合活動もメーデーをはじめとする人が密集する行動をはじめ、様々な活動を自粛せざるを得なかったが、インターネットを活用したオンラインでの会議や集会を開くことで地方からの参加がしやすくなったというメリットも活かすことができた。

2020年と2021年の最低賃金の改定と職場・地域での取り組み 最低賃金の改定

中央最低賃金審議会は2020年の最低賃金改定の目安について、世界的に感染状況が拡大しているなか「今後の感染症の動向や経済・雇用への影響が予断を許さない状況である」ことなどを理由に目安を示さなかった。それを受けて各地方組織では「0円改定は認められない」「大幅引き上げ」を訴えて地方最賃審議会に対して意見書の提出や意見陳述などを行い、プラス3円が9県(青森・岩手・山形・徳島・愛媛・長崎・熊本・宮崎・鹿児島)、プラス2円が14県(秋田・福島・茨城・群馬・埼玉・千葉・滋賀・鳥取・島根・香川・高知・佐賀・大分・沖縄)、プラス1円が17県(宮城・栃木・神奈川・新潟・富山・石川・福井・山梨・長野・岐阜・愛知・三重・兵庫・奈良・和歌山・岡山・福岡)と、40の県でプラス改定を引き出した。

2021年の改定についてはすべてのランクで「一律28円」の目安を示し、地方組織も大幅引き上げと格差是正を訴えたほか、審議会の労働者委員の奮闘もあり、プラス4円が島根県、プラス2円が2県(秋田・大分)、プラス1円が4県(青森・山形・鳥取・佐賀)と、7県で中央最賃の「目安」を上回る答申が出された。有額の改定があった年でAランクからDランクまで「一律」の目安を示させた点は、私たちの運動による成果であるが、地域間の格差(221円)を縮めることはできなかった。

最賃署名と紹介議員の積み上げ

2020年6月4日に取り組んだ「全国一律最低賃金制度の実現を求める請願署名」提出行動で国会に提出した署名数は11万4,306筆で、紹介議員は76名となった。そして

2021年5月20日には16万5,386筆を106名の紹介議員を通じて国会に提出した。全国一律最低賃金を求める請願署名については、この5年間に46万5千筆を超える署名を提出し、紹介議員数は、2019年度の45人から2020年度は83人、2021年度は110人と紹介議員を増やしてきたのは全労連と地方組織と単産・単組の運動の成果と言える。

そして、2022年3月2日には新たに104名の国会議員に12万1,517筆、5月11日には6万3,661筆(合計18万5,178筆)を国会に届けた。

市民連合と立憲野党の政策合意と2021衆議院選挙

最低賃金の引き上げが市民連合と立憲野党の政策合意に盛り込まれた。「格差と貧困を是正する」項で、「最低賃金の引き上げや非正規雇用・フリーランスの処遇改善により、ワーキングプアをなくす」としている。そして、2021年に行われた衆議院議員選挙では、立憲、共産、社民、れいわ4野党が「最低賃金1,500円」を公約に掲げた。

私たちの最低生計費試算調査結果とそれに基づく様々な取り組みが「最低賃金1,500円」を認知させてきたものと言える。

各自治体・議会からの意見書の積み上げや国会議員、政党への働きかけ

2020年は5道県(北海道、岩手県、福井県、島根県、福岡県)と113の市町村で最低賃金の引き上げと地域間格差の是正、中小企業支援策の強化などを求める意見書が採択され、2021年度は12道府県(北海道、岩手県、秋田県、茨城県、新潟県、富山県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、島根県、福岡県)と124の市町村で意見書が採択されている。その中には、北九州市議会で採択された「全国一律最低賃金制度の段階的な実施を求める意見書」のように、全労連加盟地方組織と連合加盟組織などが共同した取り組みも生まれた。

全国と地方の取り組み

2020年改定に向けて、6月28日に「コロナ禍に克つ!『いまでしょ!最低賃金全国一律1500円』6.28全国1000人オンライン集会」を開催し400人超が参加、山形県知事からメッセージが寄せられた。7月17日にはエッセンシャルワーカーの記者会見を実施し、コロナ禍でもとめることができない医療、介護、小売りなどで働く4人が訴えた。6月11日には国会議員と学ぶ院内学習会第1回目を開催したほか、中央最低賃金審議会の公益委員5人中4人と懇談した。また、中央最低賃金審議会へ寄せ書き899人分を提出し、職場・地域からの声を届けた。

2021年は、4月15日(第二次最賃デー)で「エッセンシャルワーカー記者会見」を、6月11日には、厚生労働省(対面)と中小企業庁(オンライン)への要請行動のほか、最低賃金近傍で働く人の生活実態を訴える記者会見を行った。また、2022年4月15日にも最低賃金近傍で働く人の記者会見を行い、NHKと日本テレビなどが報道した。

毎年10月1日を中心に最賃改定周知の「全国いっせい行動」に取り組み、毎月15日を軸に全国で実施しているディーセントワーク宣伝でも、最低賃金全国一律1500円の

実現を訴え世論を広げてきた。

また、日本医労連は特定最賃実現に向けた取り組みを広げ、生協労連は地元国会議員要請や菅首相に向けたネット署名やパート黒書を取り組み、全教も署名を大きく広げたほか、自治労連が産別最賃を、国公労連は最賃を下回る初任給問題などを取り上げて運動を広げてきた。

地方では、経済波及効果の試算の取り組み(福岡、愛知、山口、佐賀など)や山形県労連の組織化と最賃アクションプランを一体とした取り組み、地方議会請願の取り組み(秋田、長野、富山など)が広げられた。

そのほか、最賃生活体験の取り組み(愛知、京都、岩手、山口、大阪、愛媛、医労連青年協など)も特徴的な運動となった。

北海道・東北ブロック、中国ブロックは、20年、21年はコロナ感染拡大の影響でオンライン集会や、統一要請書で各県・労働局に当該地方組織が要請。22年は、対面形式の集会、各県を相互支援してまわる形式で実施している。四国ブロックは対面で各県をまわる形式でキャラバンを継続してきた。

コロナ禍のもとでも署名数、紹介議員数ともに増えたのは、地方や単産・単組で全国一律最賃制度の実現を求める声を広げ、地元国会議員事務所を訪問して紹介議員の要請や地方議会での意見書採択、労働局などへの要請を続けてきたからである。

最低生計費試算調査の取り組み

最低生計費の取り組みは、2020年7月には長野、茨城、岡山、沖縄、21年6月には大分県が調査結果を公表した。また、2022年2月には大阪労連が9,501人の協力で必要(最低)生計費調査を行い、2年間の試算調査には2万665人が協力した。

この間、最低生計費試算調査は25地方組織で取り組まれ、4万5千を超える人たちの協力で、単身の若者が暮らしていくのに必要な生計費を明らかにしてきた。

2020年以降の調査結果はいずれも、月額で24万~25万円(税込)、時間額で1,600円(月150時間)以上必要との結果が示された。それぞれの地方組織では、記者会見を行って広報したほか、労働局への要請、キャラバンなどで調査結果を活用しているほか、中央でも厚生労働省などへの要請や最賃チラシなどに調査結果を活用して、「誰でもどこでも時給1,500円以上」を訴えている。

現在、兵庫、岐阜、高知で試算調査が取り組まれているが、まだ19県を残している。これらの地方組織でも試算調査に取り組み、調査結果を確信にした運動の展開が求められる。

「中小企業支援の提言」と中小企業団体などとの懇談

全労連が2022年1月の評議員会で決定した「最低賃金の改善、中小企業支援の拡充で地域経済の好循環を~全国一律最賃で経済の好循環を求める提言」を持って、中小企業家同友会全国協議会や全国商工団体連合会などとの懇談をすすめて地域経済の好循環に向けた賃金引き上げの必要性について意見交換を行ったほか、日本商工会議所など

中小企業3団体にも懇談の要請を行った。

上部団体の違いを超えて共同する「最低賃金アクション」には生協労連が参加しているほか、全労連も中央最低賃金審議会や目安小委員会が開催される時などには共同で宣伝行動を行ってきた。また、全労連全国一般東京地本などが学者とともに全国一律最低賃金制度の実現に向けて「労研」(労働者と研究者の経済・企業・労働と賃金に関する共同研究会)の活動にも協力してきた。

しかし、連合や全労協などとの共同や労働総研などの学者・研究者などとの共同を広げる点では課題を残した。

7、2024年度にかけての取り組み(アクションプラン2024補強)

この2年間の取り組みを通じて、「最賃アクションプラン2024」の目標である「全国一律制への法改正は2022年春での実現をめざす」ことができなかった。

できなかった要因はいくつか考えられるが、社会的賃上げの取り組みとして賃金闘争と一体に最低賃金運動を広げられなかったこと、法改正に必要な数の国会議員に全国一律最賃制度の必要性を広げ切れなかったこと、100万人全労連全体の運動として学習と宣伝を広げ切れなかったこと、などが挙げられる。

「最賃アクション2024」の補強として、上記の を大きく広げる運動を軸に、2024年に最低賃金法を改正させるために、以下のように「アクションプラン2024」を補強する。

具体的な取り組み

「5、具体的なとりくみ」で上げている8つの取り組みを軸に、以下の取り組みの強化を図る。

- (1) 2023年春闘期を最大の山場と位置づけ、職場と地域が一体となって最賃運動を広げられるよう取り組みの具体化を図る。
- (2) 社会的賃金闘争として春闘での賃金闘争と一体に最低賃金運動を広げる。非正規だけでなく正規も時給換算で1,500円を下回る労働者は少なくないことから、その人たちを運動の当事者として運動を展開するために、労働組合への組織化と合わせて取り組む。
- (3) 春闘で1,500円以上を要求するとともに企業内最低賃金の引き上げをすすめる。
- (4) 「全国一律最低賃金の実現を求める請願署名」の取り組みを強化する。すべての組織で重点課題として位置付けて全労連全体の取り組みとして署名を展開する。
- (5) 職場・地域での学習を強化する。あわせて最賃引き上げの必要性を訴える宣伝の取り組みを大きく広げる。
- (6) 地方自治体で広がる意見書採択の取り組みを強化し、すべての都道府県での意見書採択を追求する。
- (7) 請願署名の紹介議員を求める要請行動を、地元国会議員事務所の訪問・懇談を通

- じて紹介議員を広げる。
- (8) 最低生計費試算調査の取り組みを広げ、今後3年間ですべての地方組織で実施する。
 - (9) 「最低賃金の改善、中小企業支援の拡充で地域経済の好循環を～全国一律最賃で経済の好循環を求める提言」をもとに中小業者団体などとの共同を広げる。
 - (10) 最低賃金引き上げで一致する「連合」や全国一律制度・1,500円で一致する全労協との共同をはじめ、最賃運動を取り組む団体や学者、弁護士など幅広い人たち共同の運動を追求する。
 - (11) 全国一律最低賃金の実現を求めて、国会議員と各政党への要請活動を強化する。要請活動と合わせて超党派での「最低賃金一元化議連」の実現を働きかける。
 - (12) 2年ごとに改選される中央最低賃金審議会委員と地方最低賃金審議会委員を獲得するために、厚生労働省などへの働きかけを強化する。

8、アクションプラン 2024 補強マップ

2022年8月～		地方議会9月議会に向けた請願の取り組み	地元国会議員への紹介議員要請
2022年9月～			(新署名作成・VOICE作成)
2022年10月～	最賃周知宣伝	最賃運動交流会	新しい最賃署名の取り組み・(最賃周知ピラ作成)
2022年11月～	目安全協に向けた取り組み(団体署名ほか)	地方議会12月議会に向けた請願の取り組み	(2月地域総行動ピラ作成)
2023年1月～	目安全協・団体署名提出		
2023年2月～	最賃デー「院内学習会」	地方議会3月議会に向けた請願の取り組み	最賃運動交流会
2023年3月～	第一次最賃署名提出行動		(4月行動用ピラ作成)
2023年4月～	最賃デー「最賃近傍記者会見」		
2023年5月～	最賃デー「第二次最賃署名提出行動」	地方議会6月議会に向けた請願の取り組み	
2023年6月～	最賃デー「厚労省・中企庁要請・記者会見」		審議会委員との懇談
2023年7月～	最賃デー	中賃目安小委員会・要求行動	
2023年8月～		地方議会9月議会に向けた請願の取り組み	地元国会議員への紹介議員要請
2023年9月～			(新署名作成・VOICE作成)
2023年10月～	最賃周知宣伝	最賃運動交流会	新しい最賃署名の取り組み・(最賃周知ピラ作成)
2023年11月～		地方議会12月議会に向けた請願の取り組み	
2024年1月～			
2024年2月～	最賃デー「院内学習会」	地方議会3月議会に向けた請願の取り組み	最賃運動交流会
2024年3月～	第一次最賃署名提出行動		(4月行動用ピラ作成)
2024年4月～	最賃デー「最賃近傍記者会見」		
2024年5月～	最賃デー「最賃署名提出行動」	地方議会6月議会に向けた請願の取り組み	
2024年6月～	最賃デー「厚労省・中企庁要請・記者会見」		審議会委員との懇談
2024年7月～	最賃デー	中賃目安小委員会・要求行動	

